

日本の家族制の変化と 消費者の質的变化

渡辺 好章

1. 序

インターディシプリナリー・アプローチが社会科学の研究に提唱されだして
いらい久しい。細分化、専門化、独善化した各学問分野を再統合し、全と個の
関係において事態認識を新たにしようとする動向である。最近、有限の地球上
で無限の経済成長を志向する矛盾が顕在化してくるにつけて、「量より質へ」
の転換が望まれてきた。いふなれば、この現象も、科学技術万能主義への反省
として、自然科学と人文・社会科学との学際的アプローチの必要性を示唆する
趨勢と解釈できる。

コンシューマー・オリエンティションをその基礎理念と定め、商品やサービ
スの流れを効率的に導く企業諸活動をその対象と置くマーケティングの研究は
学際的接近法を否定しては確立されないであろう。

しかしながら過去においては、企業活動の「効率性」に重きを置くあまり、
消費大衆の真の価値的ニーズが軽んじられてきた事実は否めない。R. J. ラビ
ッジは、これからのマーケティング・マンは、Can it be sold?ではなく
Should it be sold?と自問せねばならないと提唱している¹⁾。“SHOULD”すな
わち「べきか」の設問に意志決定をくだすためには、どうしても消費者として
人間としての倫理・価値観が基準となる。

今後のマーケティング研究のひとつの方向が、大企業の利潤追求を満足させ
るための効率性ではなく、消費者の真の満足を志向する充実性の方向にすすむ
ならば、まづ企業側ではなく消費者ないしは福祉経済サイドに立脚した観点か

ら、消費大衆の価値体系・行動規範の実状を正確に測定し理解する必要がある。人間の価値体系はある社会集団とその環境諸条件との相関関係において歴史的・客観的に固定化したものが個人の主観的価値基準となったものであるから、それは時代・地域・信条の相異により変遷する。したがって、ある社会における価値観の変化を把握するためには、政治・経済・社会・宗教・教育・文化等々の環境条件の及ぼしている作用をひとつひとつ探り出して総括的に認識すべきである。

上述の判断に基づき、門外漢の僭越な試みではあるが、あくまでもマーケティング研究者の見地に立ち、変貌する日本の大衆社会の質的側面に焦点を絞り家族社会学の領域にみる積年の業績を整理してみたい。この領域を第一の研究対象に選んだ理由は、家族はあらゆる人間集団の基本的単位であり、人格形成のなされる場であり、個人の価値体系の母型であるから、大衆消費者の質的变化に直接関連すると考えるからである。さらに、家族集団は政治・経済・文化的変革に敏感に反応するので、これら外部変化の伝般速度を察知するうえで目安となりうるからである。

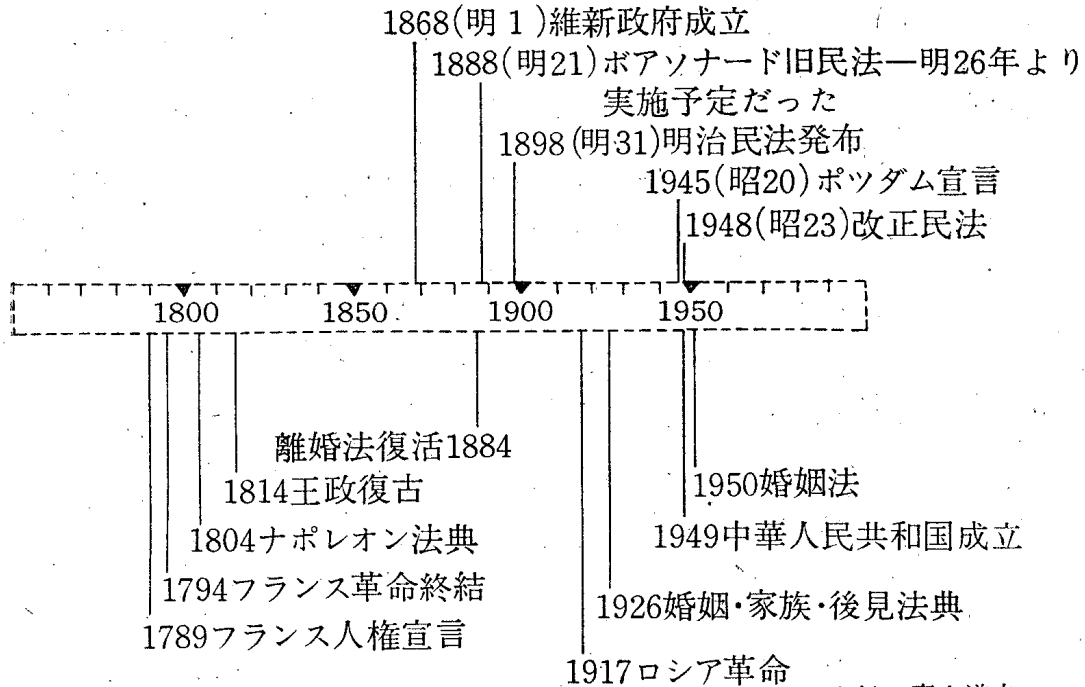
接近方法としては、家族社会学の諸分野より、家族制度、家族形態、家族周期、家族構成、夫婦関係、親子関係、役割構造、老人問題および住宅事情の分野における特徴的变化を摘出し、その発生時点、変化の方向ならびに進行速度を明確にすることにより、日本の大衆消費者社会に現在進展しつつある質的变化の一端を捕えたいとするアプローチをとった。

2. 家族制度

家族制度に関する規範は法律など国家や教会が公認する部分と家訓や風習など非公認なるも個人の意識や行動を拘束する部分とにより成立する。

家族制度の法律的部分は政治体系に直接関連するため、国家・時代・地域社会によりその形態が異なる。わが国の場合のみならず、諸外国でも、政治体系の変化に家族制度関係法がいかにか速やかに変応してゆくかは²⁾第1図に示すごとくである。

図1 家族法の系譜



資料：青山道夫
「現代の家族法」

昭和23年1月1日より実施された「改正民法」は、近代日本家族制度史における画期的イベントで、この時点を境に政治体系の変化を反映して封建主義的「家」制度から民主主義的家族制度に方向転換がなされた³⁾。

すなわち、明治31年(1898年)に発布された「明治民法」は、強大な家父長権、長男単独相続に特徴づけられ、その目的としたところは家族集団の権威主義的編成を手段として絶体主義的「臣民」のパーソナリティの育成にあったと認められている。家族内部の人間関係は、家長の絶体的権力を中心とする縦の上下的序列として構成され、各家族員は自己の宿命的位置に応じて役割づけられ、上位の権威に服従することが「家」の和を守るために要求される。権威に対する服従が強制手段によることなく、恩恵・庇護・保障などの温情的手段を通じ、情緒的雰囲気の中、家族員が恭順の精神をもって家長権力に従属する点に特色をもっている。「家」制度の中、個人の欲求は家族集団を通じてのみ満足せられるので、集団エゴイズムとしての排他的家本位の意識が生みだされ、この結合原理が家族外の人間関係にそのまま拡大されて日本社会の階

層秩序的人間関係に色濃くあらわれていった。

ポッドダム宣言にいう「日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ」という要請に基づく日本国憲法第24条を基盤とする「改正民法」は、個人の尊厳と両性の本質的平等の原則に基づき婚姻をすべての家族関係の出発点とする近代家族制度の原則を樹立した。この新しい家族制度にみる人間関係は、両性の平等と各家族員の自由・独立という横の関係に貫かれ、各人の行動原理は相互的、人間的な愛情の場における対等で個性的な合議に基づいている。したがって家族の結合原理は、個人を中心とした協調的・進歩的集団機能を志向し、この原理が家族から地域・社会・国家的連帯の結合原理と発展することが望まれている。

ここで留意すべき点は、大衆が真に革新を求めずして上から押しつけられたかたちで、新制度が民意に先行して設定されたいきさつにある。すなわち、ここに現代日本の社会的矛盾と指摘されている観念と行為のアンバランスを生む原因が存在する。例えば、タテマエの上では「家」制度と男女不平等の廃止を「改正民法」の実施に先立っていち早く是認しているが(第1表)、生活軌範

表1 毎日新聞社世論調査(昭22. 3. 25)

〔問〕 こんどの民法改正で法律上の「家」が廃止されますが、あなたはどうかお考えになりますか。				
廃止賛成	男55.7%	女60.1%	平均57.9%	
廃止反対	41.9%	33.1%	37.4%	
判らない	2.4%	6.8%	4.7%	
〔問〕 男女の不平等廃止についてあなたはどうかお考えですか。				
平等賛成	男54.7%	女74.4%	平均64.5%	
平等反対	41.8%	21.6%	31.8%	
判らない	3.5%	4.0%	3.7%	

や基本的人間関係は旧態依然として続けられた。その一つの現われを、日本の離婚率の不変性にみることができる(第2表)。中国の場合、婚姻法が1950年に実施されるや、特に農村で離婚が大発生した実状と比較すると、革新を受け

表 2 各国関係法改正前後の離婚件数・率

日	本	中	共	ソ	連	フ	ラ	ン	ス
1947	1.01%	1949以前	不明	1885	2千組	1884以前	不明		
1948	0.99	1952—1~6月	396千件	1919	200	1885	4.3千組		
1949	1.00	1953	1,850	1926(推定)	230	1890	5.5		
1950	1.01	1954	1,200	1927以後	不明	1900	7.2		
1955	0.84	1955	950						
1948に改正民法 実施 人口1,000 に対する割合		1950に婚姻法実施 全国法院記録の婚姻糾 紛案件数		1926に婚姻関係 法発布		1884に離婚法復 活			

資料：青山道夫「現代の家族法」 菊地幸子「家族関係の社会学」

入れる両国民の態度差がよみとれる。

事実、日本では意外なほどスンナリと新しい制度に滑り込んだようだ。乾孝の表現を借りるならば、「「今日から衣料も点数制です」「ハイ」というあんばいに、「今日からは民主主義ということで」「ハイわかりました」と切りかえた。”法政大学心理学研究会が1946年におこなった調査によれば、日本民主化に一番有効なものを、(1)天皇(2)資本主義(3)進駐軍(4)社会主義(5)個人主義(6)共産主義(7)自由主義(8)宗教(9)科学技術(10)芸術から選ばせたところ、自由主義、社会主義、天皇、進駐軍、宗教の順となった。反対に、有害なものについて選ばせると、共産主義、個人主義、資本主義、自由主義、天皇と続く⁴⁾。この結果を分析的に検討すると、当時の流行言のようにさまざまなかたちで使用されていた「民主主義」を各人が各様に解釈し、戦時下の弾圧と統制に対する反発として自由を歓迎し、個人主義を利己主義の同意語のように敬遠した向きがうかがえる。

新制度の解釈と適用をめぐる、体制と反体制の間に、親と子、夫と妻の間に、ご都合主義的論争の起るゆえんがここにある。旧体制を固執する老令層、慣習的に旧軌範に準じて行動し観念的に新制度を唱える中・高令層、さらに旧体制的「温情」の家庭に「自由」教育を受けて育った若年層の間に断絶が叫ばれるゆえんもこのへんにある。

3. 家族形態

家族形態は主として経済・文化体系に関連し、時代・国家・地域・階層により相違が認められる。したがって、ここでは文化的内容の理念型となっている「典型」的形態について検討する。

家族形態の形式的分類法には、親子の居住規則に基づき夫婦家族、直系家族、複合家族制に分ける説、家庭内の権威の所在に関し父権家族と母権家族に分ける説、人間関係の性質から権威主義家族と民主主義家族説、成員数の多少による大家族と小家族説などがある。歴史的分類法としては、モルガンの血縁家族、プナルア家族、対偶家族、家父長家族、単婚家族があるが、この五段階説についてはクノウ、ラング、ミュラー・リヤー、マードック他から多くの批判を受けている⁵⁾。

ともあれ、わが国の現状は直系家族制から夫婦家族制に移行する途上にあると位置づけられる。すなわち、1955年を転換期として親子二代の核家族的世帯はその後15年間に約16%増加しているのに対し、直系家族的世帯は同期間に10%減少している(第3表)。この傾向は、第4表の世帯当り人員数の推移にも

表3 家族分類別世帯比率

年次	1920	1955	1960	1965	1966	1967	1969
分類	大9	昭30	昭35	昭40	昭41	昭42	昭44
核家族的世帯(%)	60.0	62.0	63.4	68.1	72.7	75.0	75.9
直系家族的世帯(%)	30.2	30.6	29.4	26.5	19.2	19.6	20.0
傍系含、その他世帯(%)	9.8	7.4	7.2	5.5	8.1	5.4	4.2

資料：国民生活白書 46年度，経済企画庁及び国民生活統計年報 '71，国民生活センター。

読みとれる現象であって、大正9年より昭和30年までの35年間、5名プラス・マイナス0.15名で推移してきた人員数が、やはり1955年を境いにその後15年間に3.84名と1.16名縮少している。

厳密に言えば、総世帯数が急激に増加しているのに、夫婦家族的世帯が目立って増えているが、直系家族的世帯の絶対数はさほど減っていない。つまり、既存の直系家族的世帯が急に分解して、二つ以上の核家族的世帯になってゆく

表 4 世帯当り人員数の推移

年次	1920	1955	1960	1965	1966	1967	1969
全国平均	4.89	4.90	4.54	4.05	4.03	3.97	3.84
市部平均	4.47	4.54	4.33	3.86	不明	—	—

資料：1920～1965年は国勢調査 1966年以後は、人口問題研究所の推定値。

というのではなく、夫婦家族的世帯であったものが、その子の結婚によっても、直系家族的世帯に転化しにくくなったことを意味する。それだけに、この変化は爆発的なものでなく、今後も漸次着実に進行する変化である。

直系家族から核家族ないし夫婦家族制への移行は単に家族形態上の変化にとどまらず、それは家長権力を中心とする制度的家族結合原理から情緒的・友好的結合原理への移行であり、縦の上下関係から横の平等関係への移行を意味する。いうなれば、家族集団の権力関係と人間関係のルールの転換である。

故に、この移行が不用意にも急激におこなわれるとその弊害として、制度的拘束の弱まった愛情による夫婦結合のもとでは、愛情の消滅と同時に吸引力が失われ離婚が増加する、第2に、夫婦家族制は老親や困窮者を包容する余裕にとぼしいため家族以外の機関にこの機能がないかぎり社会的混乱が生ずる懸念がある、第3に、配偶者の選択、居住地の移転が比較的自由におこなわれるようになるため、親族・同族との相互依存関係が薄らぎ、制度的歯止めのなくなった人間関係でホンネが露骨にあらわれ、個人道徳の確立されていない社会にあっては、それが自分勝手や無責任に流れるおそれがある。

この変化のマーケティング分野に及ぼす影響としては、家族集団の構成要員が少数一元化するため、個性に応じたライフ・スタイルの形成が容易になり、生活財・消費財アソートメントが多様化し、購売動機が家中心的なものから個人中心的に変る。勿論、家族ユニット数の増加による家具調度から住宅にいたるリビング市場の拡大はいうまでもない。

4. 家族周期

家族周期のパターンは、夫婦家族、直系家族、複合家族の形態別に分類さ

れ、さらに家族周期の発達諸段階における各家族員の力関係は各人の年令、性別、経済力、学力などの要因の相関関係において微妙に変遷してゆく。

わが国では目下のところ直系的パターンから夫婦家族的パターンへと緩慢な移行がみられるわけで、両パターンを比較した場合の人間関係は第5表に整理するように、夫婦家族の一元性と完結性に対し、直系家族の多元性と永続性にそれぞれ特徴をみる。

表5 直系・夫婦家族周期の構造

期 間 家 族	独身前期	夫婦同居前期	親子同居期	夫婦同居後期	独身後期
夫婦家族	父 子 母 供	夫 婦	夫 子 婦 供	夫 婦	本人のみ 〔家族消滅〕
直系家族	(祖父・母) 父 子 母 供	(祖父・母) 父 母 夫 婦	父 母 夫 子 婦 供	夫 婦 子 供 夫 婦 孫	本人のみ 子 供 夫 婦 孫 〔世代交替〕

資料：菊地幸子「家族関係の社会学」

各パターンの周期段階の区切り方は学者により異なるが、家族集団内の人間関係の観点から便宜的に次のごとくを区分できる⁶⁾。

夫婦一代家族

- ① まだ子のない新婚夫婦の時期
- ② 長子14才未満、子供が増加する時期
- ③ 長子35才未満、子供が婚出する時期
- ④ 長子35才以上、夫婦は老境に入り、一方あるいは双方の死亡によって家族は消滅する。

直系家族

- ① 二世代の夫婦が重なるが、父親の隠居あるいは死亡により若い世代に家長権が移っている時期。両親あるいは片親と未婚の弟妹が同居する。
- ② 両親とも死亡し一代家族のような外貌を呈する時期。ただし弟がまだ残っていることもある。
- ③ 長男が結婚して自身の単位家族をもち、二代の夫婦が重なるが、家長権

は親の側にある時期。

直系家族1・3期においては、信条、価値観、生活様式に時代的相違のある二世帯が共住するので、若夫婦は舅、姑、小姑達の心情を推察し、その経済生活は保守的、妥協的にならざるを得ない。個人的欲望は抑圧され、愛情表示も控えめになされ、集団が個人に優位する。

家族全体としての周期のみならず、構成員各人の周期についても、平均寿命の高令化、修学期間の長期化、晩婚の風潮などの要因から変化が認められる。特に婦人の周期にそれが最近いちぢるしい。すなわち、1940年頃までは女性の結婚年令は22～3才、末子を生子終る年令は34～6才、20才時の平均寿命は61～3才と過去25年間ほとんど変動をみせていなかったが、以後20年あまりの間に、結婚年令が1.5才遅くなったのに、末子出生が6年も早まり、寿命は10年延びている(第6表)。その結果として、末子婚出後から本人が死亡するまでの中・老令期が驚異的に長期化したことに特徴的現象をみる。同表によれば、1940年から62年までの22年間にこの中・老令期が14.2年から実に30.3年と倍増して

表6 婦人の生活周期の推移

年次 周期(才)	1915	'16-'20	'21-'25	1940	1952	1957	1962
	大4	大5-9	大10-14	昭15	昭27	昭32	昭37
P 結婚	22.2	22.2	22.1	23.6	23.3	24.0	24.5
A 末子出生	36.8	35.9	34.8	34.0	30.7	29.2	28.6
X 育児期(A+15)	51.8	50.9	49.8	49.0	45.7	44.2	43.6
R 老令期開始	—	—	—	—	65.0	65.0	65.0
L 平均生存年数	61.7*	61.7*	60.4**	63.2**	69.6	71.5	73.9
F 子女養育期(X-P)	29.6	28.7	27.7	25.4	22.4	20.2	19.1
M 中年期(L-X)	9.9	10.8	10.6	14.2	19.3	20.8	21.4
O 老令期(L-R)	—	—	—	—	4.6	6.5	8.9
MO 中・老令期	9.9	10.8	10.6	14.2	23.9	27.3	30.3

注) 昭和15年までの結婚年令(P)は平均初婚年令より1年減
戦前の調査では届出期日と挙式期日の間に約1年のズレがある

* 明治41—大正2年の数字

**昭和10—11年の数字

$L = e_{20} + 20$, 20才まで生きた婦人の余命+20年

資料: 労働省婦人少年局

いる。

直系から夫婦家族的周期への移行に加えて個人の生活周期の変動は、日本女性にとってのみならず日本の社会的現象として真に革命的イベントである。自由で権利意識に目覚めた、活力に富む、時間的にゆとりのある中・老女性勢力は、それ自体として巨大なマーケットを構成するばかりか、男性社会に対する拮抗勢力として働き、日本の政治・経済・社会・文化構造の革新変数として大きく作用するであろうことは疑うまでもない。

更に、子供との密接な関係を通じ、新しい価値・倫理・行動軌範が伝承され、そのパーソナリティ形成に多大の影響力をもつであろうこともいうまでもない。中年女性間の旅行熱、副収入につながる習い事の流行、パート・タイマーとしての中年女性労働者の進出、各種女性団体の結成とその活動、婦人議員勢力の強大等々すでにその兆候は現われている。

5. 家族構成

封建主義的大家族制がその基盤を失ない個人主義的小家族制が異常な速度で普及しつつあるのがわが国の家族構成にみる現状である。

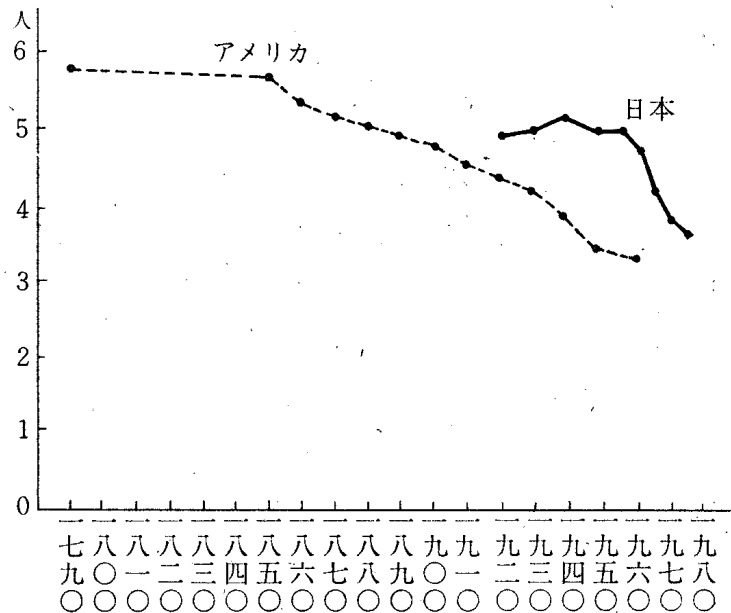
大家族から小家族への移行は、歴史的に古代及び中世家族から近代家族への発展として、さらに集団愛の支配的な家族から人格愛の支配的な家族への進展とみることができる。すなわち、超世代的伝統や風習、家屋土地などの固定的物的形象、複雑な家族機能や強固な組織に拘束されて統一を保ってきた中世の大家族は、近代の家族形態縮小に伴なう家族精神の衰耗、家長権の衰滅、家族集団の物的遺産の分散化、社会の分化に伴なう家族機能の分散移譲などの要因によりその結合紐帯が弱められ、少人数の心理的相互作用に媒介された感情的結合原理にもとづく小家族が発生する⁷⁾。なお、小家族化を可能とする経済・社会的条件としては、交換経済の高度発達、国家の確立と個人主義の保証、教育・文化水準の向上、産児制限奨励と産児調節技術の普及などが挙げられるが、わが国の場合は墮胎などによる出生児の減少と就職による家庭からの転出が直接的原因とされている。

欧米先進国では小家族化への移行が過去100年以上にわたってコンスタントに縮少してきているが、わが国では1955年頃より急激に減少しはじめた現象にその特異性がある。例えば、米国では1860年の5.3人平均世帯より1960年の3.3人に縮少するまでに100年を要しているが、日本では1940年の5人世帯より3人になるまでに約40年と推定されている。この超スピード縮少化は世界に類をみない。(図2参照)

図2 世帯当り家族員数の推移

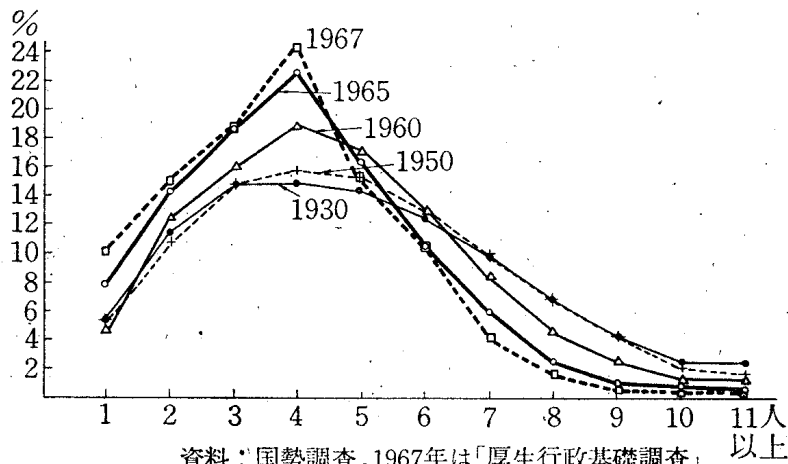
国	アメリカ	日本
1790	5.7	
1850	5.6	
1860	5.3	
1880	5.0	
1900	4.7	
1920	4.3	4.89
1930	4.1	4.98
1940	3.8	5.00
1950	3.4	4.97
1955		4.97
1960	3.3	4.56
1965		4.08
1970		*3.74
1975		*3.51

*推定値



資料：国勢調査(日本の1920～1965), 厚生省人口問題研究所, 「研究資料」第170号
及び, 松原治郎「家族生活の社会学」

図3 人員数別世帯比率の分布



資料：国勢調査, 1967年は「厚生行政基礎調査」

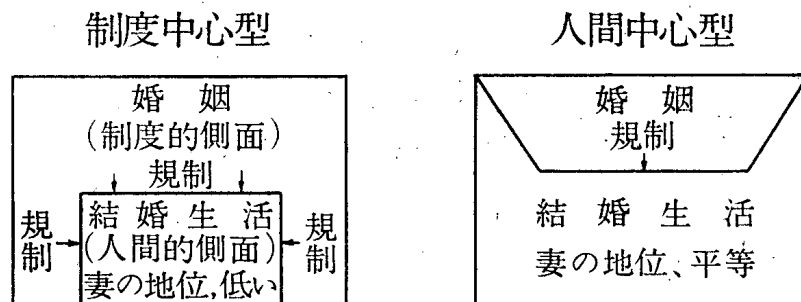
この動向を人数別世帯比率の分布パターンの変化として時系列的にとらえるならば、第3図にみるごとく、やはり1955年頃より4人世帯を中軸として先鋭集中化してきている。最近の傾向として1人世帯が急増したために、1人と4人世帯の軸上にピークが二つ連なったパターン変化をみせている。

若い国といわれ流動的な社会をもつアメリカでさえ一世紀を要した変化を、過去において比較的固定化された日本の社会で同様な変化がその半分以下の期間に完了しようとしている。たしかに急激な小家族化は日本経済の高度成長にとって好ましい促進要因として、労働力の流動性を高め、家電機器市場を開発し、莫大な住宅産業を始めとする家具・家庭用品産業を拡大してきた。しかしながら、かつて大家族が果してきた地方共同自衛、災害時の相互扶助、永代相続による保守安定制度などの政治機能、家族分業による生産と共同消費、孤児・老人・廃疾者の扶養といった経済機能、祖先祭祀、子弟の道德教育といった宗教的機能を、不完全な外部社会に安易に依存してよいものだろうか。

6. 夫婦関係

夫婦関係は社会的・制度的側面と個人的・愛情的側面とにより構成される。「婚姻」とは制度的側面を表す言葉で、それは単なる性愛関係ではなく、社会的に正当と認められた一定の権利義務関係の体系であり、社会制度である。「結婚生活」とは夫婦関係の非形式的・私的側面を表し、両性の信頼関係に基づく人格の形成と安定化の場としてとらえられる。(図4参照)

図4 夫婦関係のパターン



歴史的に夫婦の権力関係の変遷を考察するならば、近代家族の特徴は、男女間の優劣の縮少と家族統制の必要性の減退による妻の人間的地位の向上にある。すなわち、社会の分化と経済の発達に伴なう職業の類似及び同一化、教育機会の均等、政治権力の平等、財産の所有、個人主義及び道徳感情の向上、ロマンチック愛の発達と結婚の契約性に伴なう一夫一婦制の確立、家族機能の分散移譲と家族規模の縮少、家族の超世代性の崩壊、家族統一保持の必要性の消滅などの要因が作用し、妻の地位を相対的に高める条件がととのい、ここに人類史上始めて古代及び中世的家族から妻の解放が可能となった。ミュラー・リャーは妻の地位を社会と家族の優劣関係において、「妻の地位は家族統制の強弱に反比例し、社会の強弱に正比例する」と分析している⁸⁾。

わが国では戦後のアメリカン・デモクラシーの導入以来、新憲法の発布、改正民法の実施、婦人参政権の確立、六・三制教育の導入、男女同一賃銀他を規定する労働三法の制定などの改定により女性の法的地位が保証された。「戦後強くなったものはナイロン靴下と女性」とか「女上位時代」の流行語はこの現象の一面を示している。

しかしながら、真の意味で「個人の尊厳と両性の本質的平等」の精神が日本の社会で確立されただろうか。茶の湯、生け花、料理など花嫁学校が盛況をきわめ、「女なのだから」と幼少より躰けられ、おんな言葉でコミュニケーションする実状は、男性に対する女性を意識していることにほかならない。われわれの知る日本の夫婦関係の現状を、ブラッドとウルフの設定した下記のアメリカの夫婦の四特徴⁹⁾と比較すると両国間の隔りを知る目安となるだろう：

1. 夫婦がそろって公的な会合に参加、出席していること。
2. 夫婦がそれぞれの生活領域における情報を互に交換し、そのために、おたがいがおたがいの身上について知りつくしていること。
3. 妻が夫の仕事についてある程度の役割を分担していること。
4. 夫婦がそれぞれの友人を共通にしていること。

ともあれ、家庭における妻の地位の向上は、家族構成員間の権力関係の再編成を、家庭内の意志決定のメカニズムの革新を、男性型ライフ・スタイルの転

換をもたらした。例えば、妻の地位が高い社会では「一致型」意志決定がさかんになる。1955年にブラッドとウルフがおこなった調査では、8表のように、自

表7 神戸・デトロイトの夫婦の権威類型

	神戸 (夫婦家族)	神戸 (直系家族)	デトロイト
一 致 型	16%	23%	31%
自 律 型	70	69	40
夫 優 位 型	4	3	25
妻 優 位 型	10	5	4
計	100	100	100

律型とともに一致型が多く認められたが、1963年の増田らの同様な調査によれば、自律型がきわめて多い。自律型とは、夫婦それぞれが自己の領域内の問題は、互いに相談することなく独断で決定するタイプで、これは日本の社会に伝統的な男女性別分業の形式を反映しているとみてよいだろう¹⁰⁾。

エンゲルスは「家族、私有財産および国家の起源」において、モルガンの家族発展五段階説を基盤にその家族理論を展開しているが、「……単婚家族は、文明の開始以来改善してきたのだし、そして近代におけるこの改善はきわめていちじるしいものがあったのだから、すくなくともそれは、両性の平等が十分に達成されるまでひきつづき改善してゆく能力をもつものと推定してさしつかえない。遠い将来において、単婚家族が社会の要求をみたすことができなくなったばあい、そのつぎにあらわれるものがどんな性質のものであるかを、予言することは不可能である。」とモルガンの言葉を引用し第二章、家族を結んでいる¹¹⁾。

今後のいわゆる脱工業化社会もしくは情報化社会における夫婦関係の形態に興味と不安をいただく現代人は少なくない。トフラーの示唆するような、核家族をさらに進めた子供なしの“流線型家族”，同志的集団の“法人家族”，同性愛カップルの結婚，“試験結婚”に始まる“シリーズ結婚，子どもの性別・知能指数や容姿・個性までも事前にコントロールした“プログラム・ベビー”，受精卵の人工挿入，試験管ベビーの育成をおこなう“ベビー・センター”，親を

専業とする“育児専門業”などの狂案は現在では正気の沙汰となりつつある¹²⁾。

最近の新聞記事¹³⁾は、ストックホルム大学の学生で独身、そしてハラルドとウラという名の二児の母親である、25才になるマグブリット・ラルソンというスウェーデン女性のケースを報じている。最初の子供はだれのだかわからず、その旨を市の社会保障局に届けると、市が彼女と関係のあった男たちの血液検査をして“石油会社の技師”を割り出した。以後、法律に従ってその父親から養育費300クローナ(2万1千円)が月々送られてくる。ウラちゃんの父親は学生で扶養能力がないので、市が代わって月々200クローナ(1万4千円)払ってくれる。彼女の全収入は2,500クローナだが社会保障生活者には税金がかからないから、月5,000クローナの給料を取って半分税金にもってゆかれるサラリーマンなみの生活ができる。そのうえ子供の小学校と保育所の費用は無料。今でも金曜日ごとにデートをし、デートの相手を代えることは、「そんなこと、不思議かしら？」とけげんな顔であったそうだ。

7. 親子関係

生むものと生まれたものとしての権威的従属関係、本能的母性愛・観念的父性愛・夫婦愛の固定化媒介としての親子愛などの愛情関係、子の扶養とその社会化といった親子の社会的機能関係などの関連において親子関係をとらえることができる。

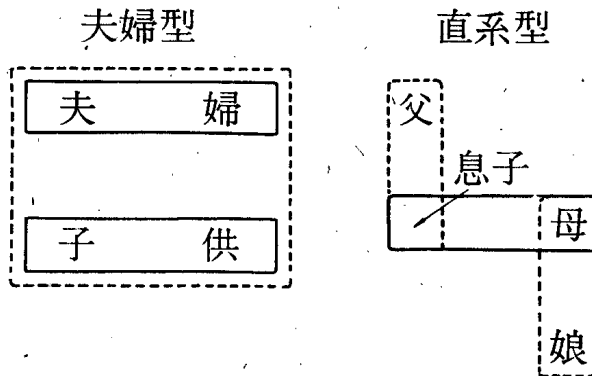
家族集団はその属する社会のあらゆる人間集団の元素的単位であるから、個人の間関係の軌範、情緒的安定性、価値体系、権利義務の観念、倫理道徳観の基礎などは子供の幼年期までに親兄弟他とのからみ合いのうちに形成され固定化される。故に、現在の家族の中に次期世代社会の間関係の縮図をみるといえる¹⁴⁾。

1945年8月を転換時点として、わが国における親子関係は情緒的原理で結合する家族主義的縦の上下関係から、一種の契約原理で結合する個人主義的横の平等関係へと、その理念が行為に先行するかたちで、漸次移行しつつある。こ

これらの親子関係のパターンを図式化したのが第5図で、欧米の夫婦型家族では夫婦と子供との間が明確に隔絶しており、子供の扶養は夫婦共通の責任とし、子供同士の間には上下のランクはない。平等の夫婦と平等の兄弟姉妹が別階層の

グループとして並行し、この関係は将来においても運命共同体的に合流することはない。

図5 親子関係のパターン



縦社会的人間関係と横社会的人間関係の相違は、子どもの躾け方に早くも現われる。アメリカでは本来子どもは「わからず屋」であるとの前提に立ち、子の自主独立

を目標と置き、親子の人間関係のルールに基づき、半ば強制的にしつける。日本では、本来子どもは「親の気持を汲むもの」との前提に立ち、子の立身出世と家の発展を目標と置き、母と子の心理的な結びつきによる自発的服従を期待し、親が子の将来に期待と要求を大きく寄せるほど子どもの我がままに寛大になる。

子どもの叱り方にも人間関係の相違が現われている。1967年に西宮市でおこなわれた調査によれば、10才児の叱り方で、「大声でどなる、ののしる」が第1位、「静かにいってきかせる」「ぐちを言う」がこれに続き、「口をきかぬ」「なぐる」が若干といった結果であった。1958年にデトロイトの10才児の母親を対象とした同様な調査では、「約束のとり消し」が第1位で、「大声でどなる、おどかす」「体罰を加える」がこれに続く結果であった。親子間できめたルールに基づく契約に違反した場合は、「約束のとり消し」つまり「子供が〇〇を守らなかったから親も××してあげない」という形で処分する欧米のやり方と、心理的に一体化している親からみて子供の行為が好ましくない時に、「大声でどなるののしる」という方法で警告を与えるわが国の場合とは対照的である¹⁵⁾。

日本の親の教育熱心は世界的に定評がある。しかもそれは、子供に人間とし

ての教養を身につけさせるというよりは、有名校に入学させる熱心さであるようだ。第13表は昭和37年に中央青少年問題協議会が調査した結果で、これを見

表 8 親の教育的態度および教育観

問 学卒の親	あなたの家では子どもの将来についてどう考えますか			あなたの家では自分たちの子どもに是非自分より高い教育を受けさせたいと思っ ていますか		
	親以上の者になってほしい	どちらともいえない	親より悪くとも能力相応のものでよい	是非そうしたい	できたら そうしたい	そういうことはあまり考えない
小 学 校	54.6%	12.6%	32.4%	48.2%	48.0%	3.5%
中 学 校	56.0	12.2	31.8	49.8	47.0	3.2
高 等 高 校	60.6	9.4	30.0	50.5	44.4	5.1
東 京・中学校	46.5	12.9	40.6	39.7	50.7	9.6
農村・地方中学校	76.5	7.2	16.4	50.1	45.8	4.1

資料：中央青少年問題協議会調査 昭37。

ると農村地方においては子どもにたいし「親以上の者になってほしい」「是非とも自分より高い教育を受けさせたい」とする親の態度が明瞭にあらわれている¹⁶⁾。

日本文化の基本的性格に関し、ベネディクトが「菊と刀」で日本文化の究極の基盤であるヒエラルキーが日本的家族制度の組織の上に打ち建てられていると指摘し¹⁷⁾、源了円が「義理と人情」で“情と共感の文化”¹⁸⁾であると規定した日本人的体質は、この親子関係に端を求めることができる。子を自分の分身とみる度合の強いほど、子の不品行は親の恥であり、子の出世はそのまま親の名誉になる。西欧の親の場合のように子どもを一個の人格者として扱い、その扶養と社会化は親の義務であると自覚するならば、日本社会に特徴的な「事業の破綻」や「夫の浮気」を理由とする親子心中や母子心中はこれほど頻発しないだろう。

運命共同体的親子観と家父長権を頂点とする従属関係を“二重露出”させ考察すると、日本的親のエゴイズムが見えてくる。子どもを自身の手足と考えるが、頭ではない。だから頭を救うために手足が犠牲になることはありうる。手足のごとくいたわるが、別の頭として尊重しない。詳しい説明は割愛するが、

日本語に特有の「キントト」「オベベ」「カッコ」といったベビー語の存在，“らしく”ない子どもに対する反発，ジャーナリズムの子どもに関する記事のとりあげ方に大人のエゴが読みとれる。日本の児童憲章が最たる例のひとつである。次の文章は子どもの主体性とおとなの責任性が明示されていない。誰が児童を人として尊ぶか，児童が社会の一員として重んぜられなかったら，誰の責任となるのか，ここが肝心なところではないか：

児童は，人として尊ばれる。

児童は，社会の一員として重んぜられる。

児童は，よい環境のなかで育てられる。(中略)

すべての児童は，よい遊び場と文化財を用意され，わるい環境からまもられる¹⁹⁾。

8. 役割構造

役割構造とは家庭生活をいとなむにあたって必要とされるさまざまな仕事の分担の構造である。したがって，役割構造は家族員間の権力関係，家族形態，構成人員数，家族周期の段階，就職の有無による経済的優位性などとの関連において決定づけられ，常に微妙に変化してゆく。さらに，その分析を試みるにあたって，明示的ないしは暗黙的に割り当てられた役目（役割期待）と実際に果たしている役目（役割遂行）とを区別し，その間の一致・不一致の程度を明らかにする必要がある。

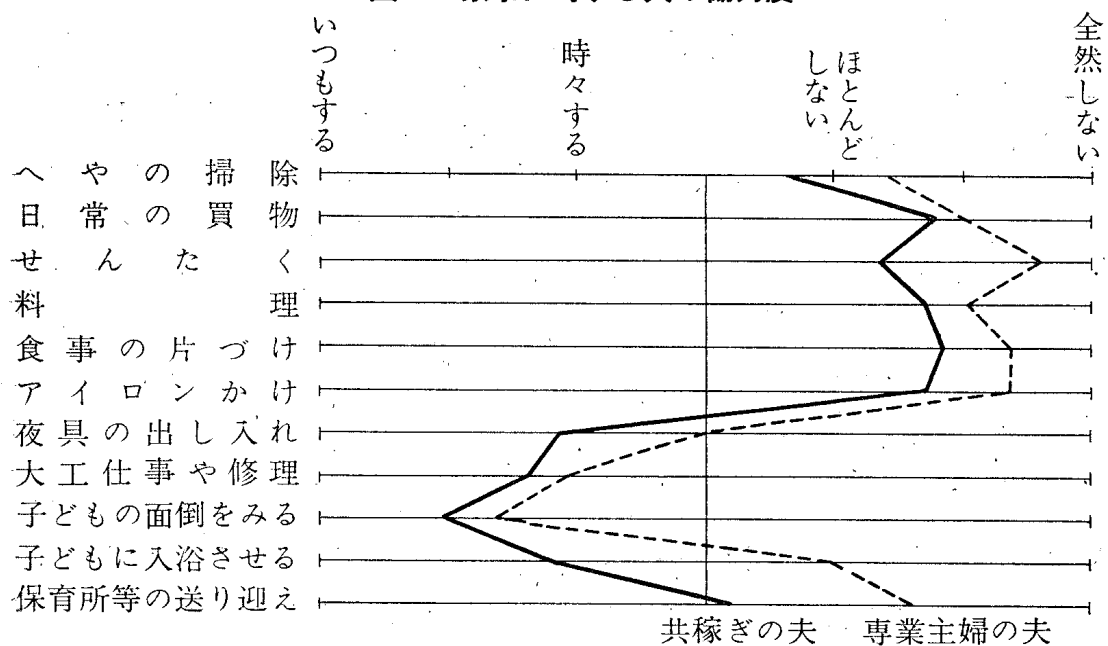
かつて，家族が経済・政治・宗教的集団として大家族を形成していた頃の各家族員の役割は，その種類において多岐にわたり，拘束性において長時間肉体労働を強いるものであり，役割の割当と範囲は各人に対し比較的明確であった。しかるに，近代先進国社会にあっては，国家が生活保証，失業対策，災害救助，義務教育，老人福祉設備，等々のかたちで家族の機能を代行するから，社会と家族の関係は従来に比べ一層依存的になっている。

役割研究の接近法としては，家族の性的・生殖的・経済的・教育的及び精神衛生的の基本五機能についてその役割を研究するアプローチ，家族機能を手段

的機能と表出的機能とに分けて役割分担を明らかにする研究や、チーフ・リーダーの役割、サブ・リーダーの役割、フォロワーの役割、所得獲得の役割及び家族代表の役割等に分けてその間の役割分担を研究するアプローチなどが挙げられる²⁰⁾。本稿では、夫婦の役割構成にみる最近の変化という点に絞り言及したい。

今日的現象として、夫婦の役割構造において分業型から協業型への移行が、特に共働き家族において、認められる。かつてマードックが未開社会における性別分業の実状を46項目の経済活動について調査したところ²¹⁾、家畜のせわ、狩猟、漁撈、伐採、など体力を必要とし長時間家を離れてする仕事を男が、粉ひき、水運び、料理、衣服の製作や補修などの仕事を女の役割とする性別分業のパターンが明確に認められた。この分業原理は現代社会においても基調的役割決定の原理となっているものであるが、夫婦家族制の高度に発達したポストインダストリアル・ソサエティにあってはこの分業原理の崩壊現象が起りつつある。つまり社会が極度に「強く」なったので家族集団を組んで役割分担をせずとも、その社会の家族的機能を個人が利用すればよいわけである。このような社会では、女性の男性化とともに男性の女性化をも可能にし、いわゆる「ユニ・セックス化現象」が進展する。

図 6 家事に対する夫の協力度



資料：東京都民生局「共稼ぎ世帯の意識と実態」昭43

東京都民生局が昭和43年におこなった「共稼ぎ世帯の意識と実態調査」によれば、妻の経済的地位の高まった共稼ぎ家族では、第6図にみるごとく、従来妻の役割とされていた家事・育児に関する仕事を夫がおこなう比率がふえている。更に、「共稼ぎ」に対する意見として、専業主婦の57.5%は「妻は家事育児に専念するのがよい」

表9 共稼ぎに対する意見

	専業主婦	共稼ぎ主婦
妻は家事育児に専念するのがよい	17(21.2%)	9(11.2%)
子どもが小さいうちは母親は家にいるべきだ	29(36.3)	8(10.0)
家事育児に支障がなければ働きに行くのもよい	34(42.5)	55(68.8)
小さな子どもがいても働きたければ働いてもよい	0(—)	8(10.0)
	80(100.0)	80(100.0)

資料：東京都民生局「共稼ぎ世帯の意識と実態」

児に専念すべし」「子どもが小さいうちは母親は家にいるべし」と観念的な回答をしているのに対し、共稼ぎ主婦の78.8%は「家事育児に支障がなければ働いてもよい」「小さな子どもがいても働きたければ働いてもよい」と回答している(表9)。

今日のアメリカやヨーロッパ諸国に明瞭のごとく、女性の地位と権利が保証された福祉社会では離婚率の上昇をみる。夫婦家族制は文字通り、夫婦が家族集団の結合核であるから、離婚は家族ならびにその役割構造の解体である。グードは「家族の役割体系の解体」²²⁾において主要な解体類型として(1)非嫡出(2)結婚の破棄、別居、離婚ならびに遺棄(3)相互コミュニケーションのない空骸家族(4)不可抗力による夫ないし妻の欠損、(5)不可抗力による主要役割の欠損を挙げ、両親の階層的地位を一定とすれば、子どもの非行発生率は完全家族よりも不完全家族のほうに高く、また親の死亡によるよりもむしろ別居や離婚によって欠損を生じた家庭の子どもに高い実状を例証している。

以上に概観した、家族の役割構造の再編成と体制維持ファクターの脆弱化の兆に今後のわが国における新しい社会問題の一端をみる。制度的・世代的役割分担意識が薄れてくると、ライフ・スタイルは個人中心的、一代消耗的とな

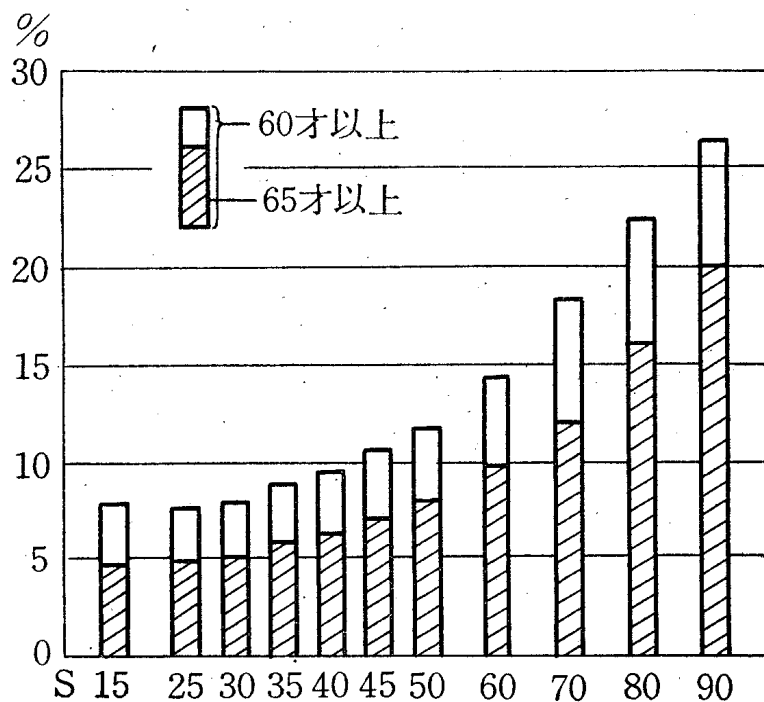
り、個人主義のルールが徹底していない社会では過渡期的混乱が避けられないからである。

9. 老人問題

老人問題は老人扶養の主体をどこに置くべきかといった家族的問題の域をすでに越え、いまや国家的見地から解決すべき社会問題となるにいたった。老人勢力を上手に組み込み、最小限度の摩擦をもって、いかに社会システムを再編成するかは懸案の大事である。

わが国の老人問題の複雑性の第1の理由は、世界史に類をみないほど急激な老令化のテンポと人口構造に占める老人の爆発的増大である。現在の日本の人口構造は先進諸国のうちで最も若く、65才以上人口の総体に占める割合は約7%と推定される。因みに、欧米先進国ではこれが13%前後である。老令化のテンポに関し、欧米では65才以上の人口が7%から10%になるまでに50~100年を要しているのに対し、日本ではこれが20年以内に達成されると推定されてい

図7 老令人口の対総人口比率の推移



資料：厚生省人口問題研究所「全国男女年齢別将来推計人口」

る²³⁾(図7, 表10参照)。

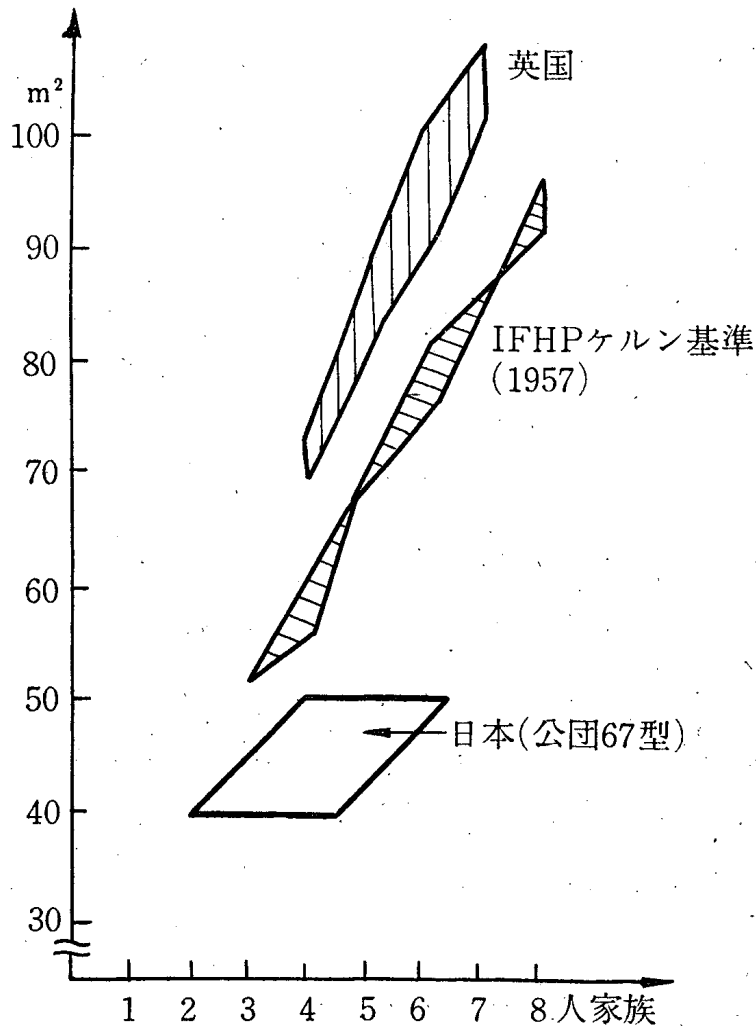
表10 高齢者世帯の推移

	世帯数 (単位: 1,000)	全世帯 に対する 割合	被保護世 帯に占め る割合
昭和30年	425	2.2	16.5
32	470	2.3	18.5
34	479	2.2	17.3
36	561	2.4	17.7
38	679	2.7	19.0
40	799	3.1	26.9

資料：厚生省統計調査部
「厚生行政基礎調査報告」

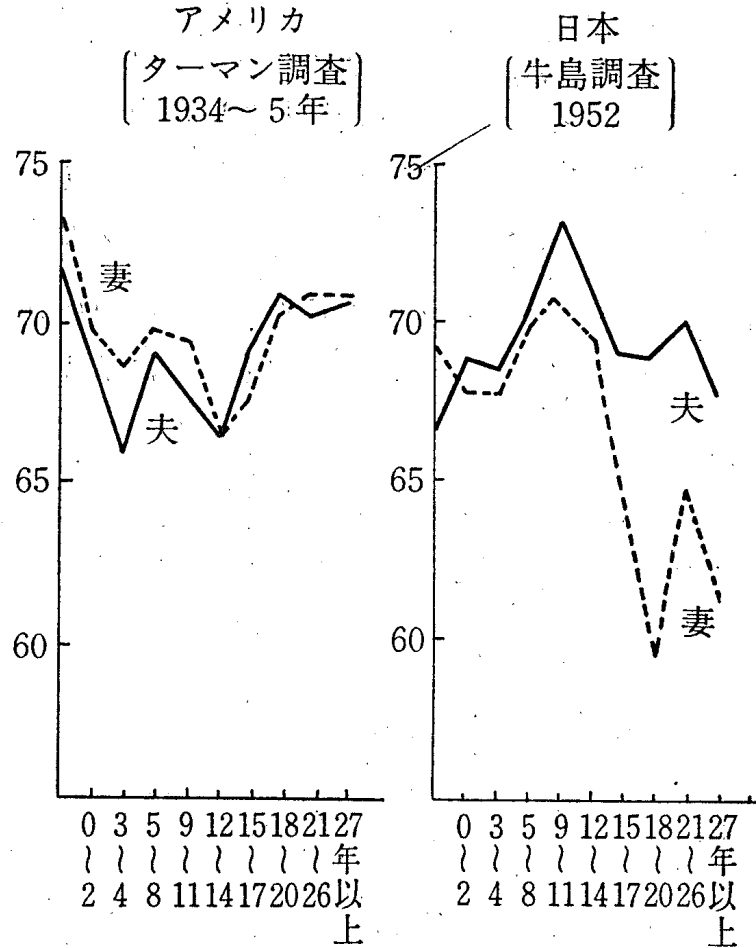
第2の理由は、家族制度の改正とあいまって近代科学技術の目まぐるしい進歩は家庭における老人の立場をきわめて不利なものとしたことである。すなわち従来、法的に保証されていた長子の老親保護扶養の義務、孝養の道德理念、老人の権威の崩壊に加えて、老人の経験的生活知識は近代技術のまえに陳腐化し、かれらの役割は社会分業化の進展とともに激減したのである。

図8 住居基準の比較



資料：IFHP東京会議報告

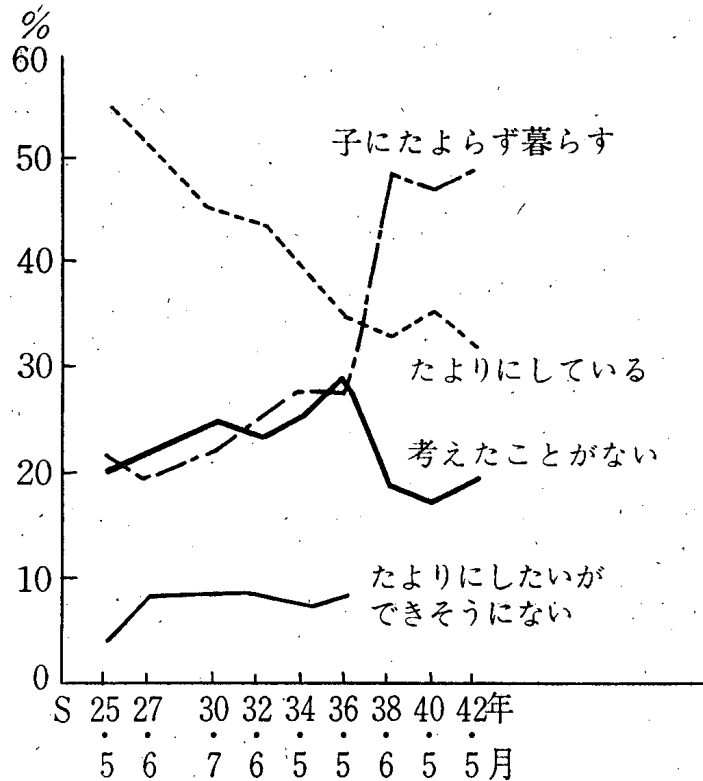
図 9 結婚経過年数別の幸福度の変化



資料：牛島義友「結婚生活の心理」1954年

その第3は、老人を扶養する機能が社会にビルト・インされていない現状にある。例えば、第8図の比較に明らかなように、わが国の住宅事情は諸外国の水準をはるかに下廻るもので、物理的に老人が共住できない実状にある²⁴⁾。厚生省の調べによると「いますぐ老人ホームに入りたい」人が全国で18万3千人いると推定されるが、1千92ヵ所のホームに8万8百人の老人がひしめいているのが現状である。その他、医療機関、厚生年金、公園などの不備はいうまでもない。

図10 老後の生活についての意識

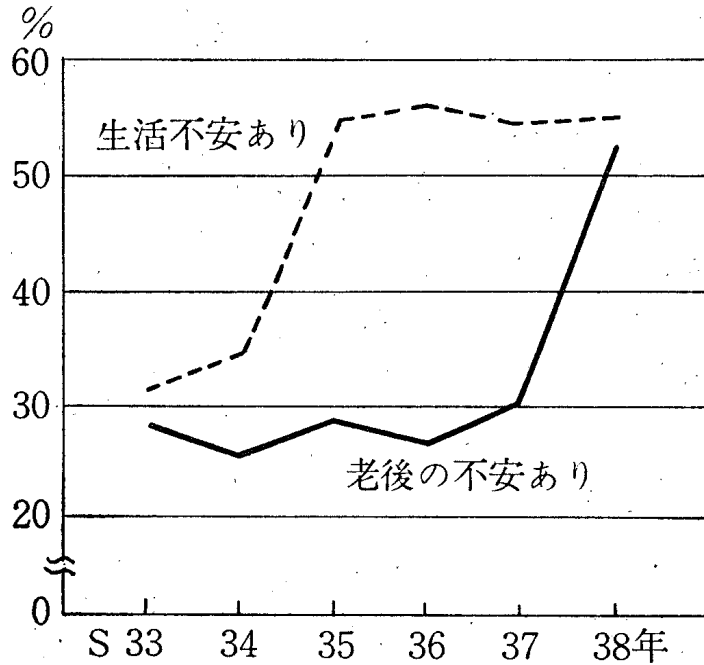


資料：毎日新聞社「人口問題世論調査」

第4には、日本では夫婦が中心になって生活を楽しむ習慣が確立されていないため、特に老令女性に心理的不安定性が顕在する。結婚経過年数別の幸福度変化の日米比較（図9）に歴然と現われているように、日本の場合には子供が婚出していった後の妻の幸福度は急落し、孫の誕生あたりで一度上昇するが、再度下落してゆく。この悲しいパターンを裏づけるように、わが国の65才以上の人口10万人当り、女性の自殺率は65.9人で世界第一位という不名誉な記録が樹立された。男は57.7人で第九位²⁵⁾。

老人自身の意識の変化について探ってみると、毎日新聞社は昭和25年以来継続的に人口問題世論調査を実施しており、その結果として第10図のように昭和36年頃より「子に全然たよらず暮す」とする回答が急増しているが、これは矛盾した「強がり」で第11図では同年より「老後の不安あり」とする回答が急上昇している。このへんに、老人のタテマエとホンネの気持が複雑にあらわれて

図11 生活不安と老後の不安

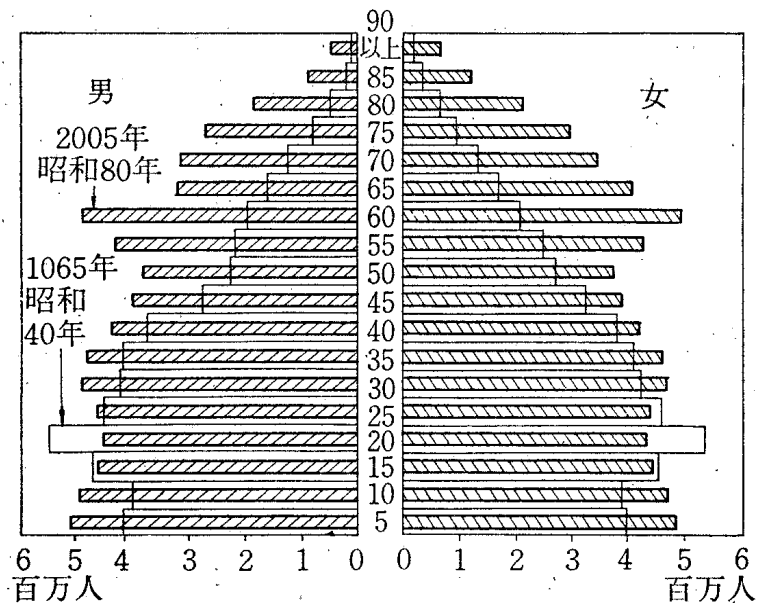


資料：総理府統計局「国民生活に関する世論調査」

いとみられる。

日本の男女年齢5才階級別人口ピラミッドを昭和40年と80年次について比較すると、第12図にみるごとく、いわゆるピラミッド型から砲弾型に変貌してゆ

図12 男女年齢5歳階級別人口ピラミッドの比較
—昭和40年と80年—(med.)



く。この現象は従来の日本的縦社会にとってまさしく構造革命を示唆するものである。すなわち、そのような縦社会にあっては、ひとたび確立された老人の権力は比較的安定しており、少数の権力のある老人が、多数の中老年層に支持され、さらにそれが大勢の若者の上に乗ったかたちで均衡を得ていた。現在の縦社会システムがそのまま将来の低速経済成長時代にまで維持されるならば、社会のあらゆる組織の主要ポストの全部を老人が占有しても不足するだろう。そうなれば、自己中心点で最短距離を志向するヤング・パワーとの衝突は不可避的だろう。修正縦社会体制に調整するか実力主義的横社会体制に転向するか道は二つにひとつである。もはや、能力主義か年功序列主義かは企業経営的問題ではない。

10. 住宅事情

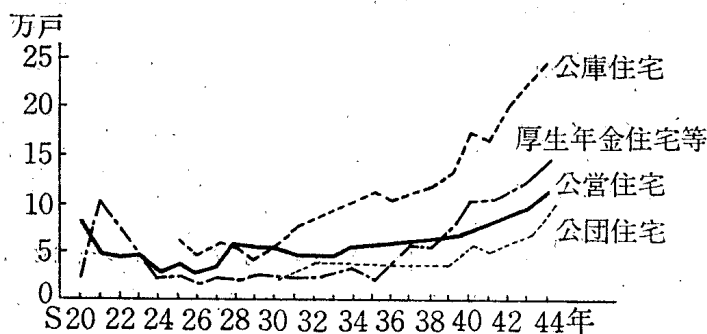
家族が日夜集団生活をいとなむ「場」である住宅の事情は、直接・間接に家族員の精神衛生に作用を及ぼし、その健全化か荒廃化かの方向を左右するほどの重要なファクターである。さらに、家屋構造はその本来の「雨露をしのぐ」機能から複雑に多様化し、今日の文明社会にあっては家族制度、基礎的人間関係、民族性などといった抽象観念的文化現象を補強し定着させる作用をもっている。故に、改正民法の定める新家族制度を是としその徹底を望むならば、曖昧な理念としてこれをとらえ行動基準とするのみならず、新制度を確立させるための環境要因のひとつである住宅事情をそれなりに改善し調整する必要がある。

母親の過剰干渉に起因するといわれる非自主性児童の問題²⁶⁾、幼児に定期的排便や入浴の習慣づけの出来ない間借り住いの共働き夫婦の問題²⁷⁾、自室はおろか勉強机も無い子供の非行化の傾向の問題²⁸⁾、夫婦生活のプライバシーが確保されず情緒的和合の不安定な直系家族夫婦の問題、憩いの個室がもてずに常に多数の人間関係の強度のテンションのなかで生活を強いられる老人の問題、等々、現存の家族関係問題の多くはその不十分な住宅事情にも起因している。

最近になって3DK型団地、老人用部屋付建売住宅の建築は増設され、さら

に「老人居室整備資金貸付制度」もスタートし、60才以上の高令者と同居するものに一戸当たり50万円まで年利6.5%以内で貸与されることになった。

図13 政府施策住宅建設戸数の推移



資料：建設白書 昭46

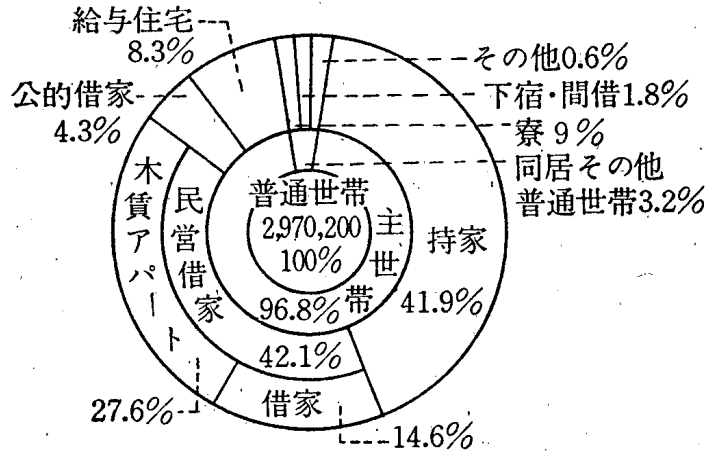
しかしながら、実状は表13図にみるごとく昭和40年ごろから公団住宅公庫住宅厚生年金住宅などの建築がやっと活発化したとはいえ戦中戦後の未充足需要に加えて核家族化の急速な進展による膨大な住宅需要は大巾に供給を上廻っている。

ひとくちに約30倍といわれ

る公営・公団住宅の申込倍率は両者の関係を示すパラメーターであろう。1957年にドイツのケルンで開かれた国際住宅・都市計画・地域計画連盟(IFHP)の「ケルン基準」によれば、居間・食堂・台所・夫婦と子供の数に応じた寝室・風呂・便所・物置といった構成で、3人家族で50平方メートル(約15坪、1人10畳)、4人家族で60平方メートル(約18坪、1人9畳)、5人で70平方メートル(約21坪、1人8畳)が住居の国際的基準と規定している。朝日新聞が発刊した1972年度「民力」²⁹⁾では本年より「人間らしさ指標」19項目を加え、そこでわが国の1人当たり部屋面積は全国平均で5.6畳、東京で4.5畳、持家比率では全国平均で約60%、東京で41%とまさに「人間らしくない指数」を明らかにしている。昭和43年に東京都が実施した調査(図14)では持家比率が41.9%であったから、この4年間に事態は比率的には何ら改善されていないことになる。なお、東京都3百万世帯のうち27.6%もの世帯が木賃アパートに住んでいる事態は家族問題以前の問題であろう。このような現状からすれば、「今後充実させたいこと」に関する国民生活満足度調査(表11)の結果に「住宅」がトップにあがってきたのはむしろ当たり前である。

家族制度の形態は家屋構造のパターンを規定し、その家屋構造はひるがえっ

図14 東京都における住宅の種類別世帯数の割合



資料：東京都「住宅需要実態調査」昭和43年

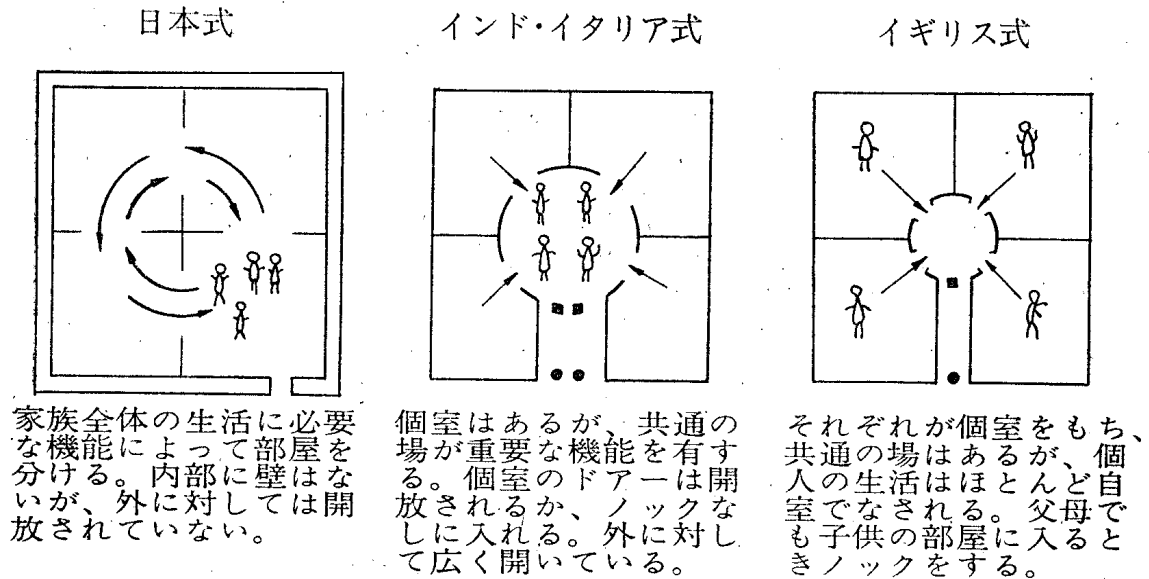
表11 国民生活についての満足度調査，“今後充実させたいこと”

	食生活	住宅	衣服・身廻用品	教育	自分の仕事	趣味・娯楽	交際・人の世話	乗用・T車	家族の保険	家具・電気製品	貯蓄・利殖	その他	無記入	計 総数 919
1番目に充実させたい	10.7	35.7	2.3	13.7	8.7	1.6	0.7	1.0	1.2	2.1	21.2	0.9	0.3	100
2番目に充実させたい	8.8	11.9	5.1	22.9	10.3	7.7	1.7	3.7	2.9	3.9	20.1	0.3	0.5	100

資料：「主婦の生活意識」 昭42年

て家族制度を補強する。家屋構造のパターンは、雪洞式テントに住み一糸もま
とわず毛皮の寝具に寝るカナダ・エスキモー、直径2～3メートルの丸い泥小
屋に1人ずつ住む南アフリカのモン族、「男の家」と「女の家」とが分かれて
いて7才以後は生涯異性と同居しないニューギニア西部のダニ族³⁰⁾とさまざま
だが、中根千枝は第15図に略図するごとく近代国家の家屋構造をイギリス式、イ
ンド・中国・イタリヤ式と日本式の3種類に分けている³¹⁾。イギリス式とは個室
中心型構造で、家族員はそれぞれ独自の部屋を占有し、居間や食堂など「共通

図15 家屋構造の三型態



資料：中根千枝「家族を中心とした人間関係」

の場」はあるが主として個室で生活をする。各人は他の家族員の部屋にめったに行かず、父母でも子供の部屋に入るときはノックをするのが普通である。このような家屋構造は、他人に不干渉のルールを確立し、各人が個性的な生活スタイルを持つようになる。世界に最も種類の多いインド・中国・イタリア式とは居間中心型構造で、個室は各人に割り当てられているが「共通の場」が重要な機能をもっていて、家族員のすべてが居間で1日の大半を過ごす。通常、個室は外に対して開放されており、ドアは開け放されているか、ノックなしでも入れる。このような家屋構造では、ディスカッションによる人間関係の調整が計られ、自分の立場をハッキリ相手に主張する態度が育成される。日本式とは屋敷中心型構造で、個人別に部屋を分けることなく、家族全体の生活に必要な機能によってこれを分ける。内部を区切る壁は少なく「開けっ広げ」であるが、外に対しては開放されていない。このような家屋構造では、逃避する個室のないため各人は常に無防備な立場にあり、一人で居る不安からサブ・グループを形成し集団行動をとるようになる。さらに、弱い者がしじゅう強い者に負ける人間関係は、生物的現象として弱者の順応性を高める。そのかわり弱者が追放されることもなく、恭順を守っていれば相応の面倒をみてもらえる。このように家

を単位とする家族員の結束は固いが、対外的には排他的傾向を示す。

是非論はともかくとして、日本式パターンは文明諸国に少ない。この意味から未開といえるかも知れないが、これは日本人が人間関係をあまり人工的にしなかったからで、自然に人間を置くと日本式になる。

11. 結

以上をもって本稿を閉じるが、その内容がマーケティングといかなる具体的関連にあるのかと疑問を懐かれたむきも少なくないだろう。

冒頭に断わったように、ここではマーケティングの特定現象を家族社会学との関係において説明づけるものではない。もしそれを試みるならば、真に学際的観点からすれば単に社会学のみならず経済・政治・心理学などとの相関においてなされるべきであろう。むしろここでは、家族社会学の諸分野に認められる変化を総括的に把握することにより、その底流となって働く要因を理解し、この認識をマーケティングの起点であり終点である一般大衆（消費者）の質的变化を捕える一端として応用したいとするのが狙いである。

故に、消費者の質的变化を浮き彫りしようとするあまり、特に関連の認められる家族現象を選定し、若干独断的に分析したきらいも否めない。勿論、より多くの実証的事例を豊富に収集して慎重に結論づける必要のある問題点もある。実は、これは意図したところで、拙稿を読まれた専門家のご批評をお寄せいただければ誠に有難く、お教えを乞い願う次第であります。

〔注〕

- (1) Robert J. Lavidge, "The Growing Responsibilities of Marketing," *Journal of Marketing*, Vol. 34, January, 1970, pp. 25—28.
- (2) 青山道夫著, 現代の家族法, 岩波新書, 1970年, pp.51—86, 104—139, 158—191, 192—234.
- (3) 川島武宣著, イデオロギーとしての家族制度, 岩波書店, 1970年, 第1部, 第1章。
- (4) 乾孝, 戦後史・日本人の意識, 理論社, 1971年, pp. 36—37.
- (5) 清水盛光著, 家族, 岩波全書, 1964年, pp. 25—82.

- (6) 福武直編, 講座社会学, 第4巻 家族・村落・都市, 東京大学出版会, 1970年 pp. 32—34.
- (7) 清水盛光著, op. cit., pp. 97—149.
- (8) 清水盛光著, op. cit., pp. 234—235.
- (9) 増田光吉著, アメリカの家族・日本の家族, 日本放送出版協会, 1971年, pp.22—23.
- (10) 森岡清美編, 家族社会学, 有斐閣, 1971年, pp. 54—56.
- (11) エンゲルス著, 村井康男, 村田陽一訳, 家族, 私有財産および国家の起源, 大月書店, 1971年, pp. 106—107.
- (12) A. トフラー著, 徳山二郎訳, 未来の衝撃, 実業之日本社, 1970年, pp. 277—303.
- (13) 上之郷利昭記著, 未来社会をめざして, 東京新聞, 昭和47年1月4日, 9面。
- (14) 森岡清美編, op. cit., pp. 91—92.
- (15) 増田光吉著, op. cit., pp. 51—70.
- (16) 生活科学調査会編, 家庭はどう変わる, ドメス出版, 1970年, pp. 255.
- (17) R. ベネディクト著, 長谷川松治訳, 菊と刀, 社会思想社, 1972年, pp. 89—112.
- (18) 源了円, 義理と人情, 中央公論社, 1970年, pp. 85.
- (19) 一番ヶ瀬康子他著, 子どもの生活圏, 日本放送出版協会, 1971年, pp. 7.
- (20) 森岡清美編, op. cit., pp. 38—43.
- (21) G. P. Murdock, Social Structure, New York. Macmillan, 1949, p. 213.
- (22) A. グード著, 松原治郎・山村健訳, 現代社会学入門3—家族, 至誠堂, 1968年 pp. 167—186.
- (23) 松原治郎著, 核家族時代, 日本放送出版協会, 1971年, pp. 160—162.
- (24) 松原治郎著, op. cit., pp. 60—72.
- (25) 大原健士郎, この悲しい世界一, 毎日新聞, 昭和47年7月21日, 第2面。
- (26) 松原治郎著 op. cit., pp. 105—107.
- (27) 一番ヶ瀬康子他著, op., cit., pp. 32—33.
- (28) 一番ヶ瀬康子他著, op. cit., pp. 37—38.
- (29) 朝日新聞社編, '72 民力, 朝日新聞社, 1972年, p. 154.
- (30) 泉靖一編, 住まいの原型, 鹿島出版会, 1972年.
- (31) 中根千枝, 家族を中心とした人間関係, 精神開発叢書11, pp. 5—15.